

News Release



平成 24 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社野村総合研究所
代 表 者 名 代表取締役社長 嶋本 正
(コード番号：4307 東証第一部)
お問合せ先 I R 室長 上岡 晋
(TEL:03-5533-3910 ir@nri.co.jp)

株式会社だいこう証券ビジネス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社野村総合研究所（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社だいこう証券ビジネス（コード番号：8692、東証・大証第一部、以下「対象者」といいます。）が発行する普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式 2,535,000 株（対象者が平成 24 年 8 月 10 日に提出した第 57 期第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 25,537,600 株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：9.93%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じ。））を所有しておりますが、このたび、本日開催の当社取締役会において、対象者の大株主である大阪証券金融株式会社（以下「大阪証券金融」といいます。）の所有する対象者普通株式 4,985,445 株（株式所有割合：19.52%）、三信株式会社（以下「三信」といいます。）の所有する対象者普通株式 466,475 株（株式所有割合：1.83%）及び株式会社近畿大阪銀行（以下「近畿大阪銀行」といいます。）の所有する対象者普通株式 78,660 株（株式所有割合：0.31%）（大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行の所有する対象者普通株式の合計は 5,530,580 株（株式所有割合：21.66%））を含む対象者普通株式を取得し、対象者とより緊密な資本関係を構築することを目的として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行が所有する対象者普通株式の合計数と同数である 5,530,580 株（株式所有割合：21.66%。なお、本公開買付けにより当該 5,530,580 株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者普通株式（8,065,580 株）の株式所有割合：31.58%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,530,580 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であり、かつ、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重する観点から、買付予定数の上限を 7,424,700 株（株式所有割合：29.07%。なお、本公開買付けにより当該 7,424,700 株の

買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者普通株式(9,959,700株)の株式所有割合:39.00%。また、本公開買付けにより当該7,424,700株の買付け等を行った後における当社及び特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)の所有に係る株券等の株券等所有割合:59.69%(小数点以下第三位四捨五入))としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,424,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けにあたり、当社は、大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行より、本日付で公開買付応募確約書を受領し、その所有する対象者普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の確約を得ております(当該公開買付応募確約書の概要については、下記「(6)対象者株主による応募に関する確約」をご参照ください)。

なお、対象者が本日公表した「株式会社野村総合研究所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所からの法的助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の対象者の経営方針を確認するなど、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の収益の拡大が実現でき、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にも寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング(以下「CSC」といいます。))に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、CSCから平成24年9月13日付「株価算定書」(以下「本株価算定書」といいます。))を取得しているとのことです(なお、対象者は、CSCに対し本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を求めているとのことです。))。CSCによる本株価算定書においては、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))の2つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ286円~292円、382円~485円とされているとのことです(なお、市場株価平均法については、測定期間として、平成24年9月13日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値(287円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値(292円(小数点以下四捨五入))、直近3ヶ月間の終値の単純平均値(286円(小数点以下四捨五入))並びに直近6ヶ月間の終値の単純平均値(289円(小数点以下四捨五入))を使用しているとのことです。また、DCF法については、対象者の事業計画、対象者の収益財務予想、並びにその他の財務及び事業に関する情報を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しているとのことです。))。対象者取締役会は、かかる本株価算定書を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案いたしました。が、本公開買付価格に関しては、当社が、平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移を基礎とし、当社において実施したデュール・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、当社と大阪証券金融との協議及び交渉を経て最終的に決定されたものであること、及び、本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が

認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち船倉浩史氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、本日開催の対象者取締役会には、対象者取締役7名のうち上記1名を除く6名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の監査役4名（うち社外監査役3名）全員が出席し、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社グループは、現在、当社及び連結子会社18社で構成され、持分法適用関連会社2社と併せて、「コンサルティング」、「金融ITソリューション」、「産業ITソリューション」、「IT基盤サービス」の4つを主なセグメントとして、当社が中心となって事業を展開しております。

当社は、「ビジョン2015」という長期経営計画のもと、産業関連分野のお客様の拡大と、中国・アジアを中心とするグローバル展開の加速のほか、当社の強みである金融関連サービスの一層の高度化を図ることにより、中長期的な成長を目指しております。

現在、当社は、当社の強みである金融関連サービスを主として提供している「金融ITソリューション」セグメントにおいて、主に証券業や保険業、銀行業等の金融機関向けに、個別にシステムコンサルティング、システム開発及び運用サービス等を提供しているほか、業界別の標準ビジネスプラットフォームとして、総合証券バックオフィスシステム「THE STAR」、ホールセール証券業向け共同利用型システム「I-STAR」、資産運用会社向け共同利用型システム「T-STAR」等を提供しております。特に、当社は、本セグメントにおける中長期的な成長に向けて、共同利用型システムによるサービス提供の拡大を図っており、証券業界向けには、「THE STAR」の共同利用型システムである「STAR-IV」の拡販を進めております。当社は、「STAR-IV」と証券事務アウトソーシングとの組み合わせによる業務効率化やバックオフィス人件費の変動費化等といった付加価値の高いサービスを提供することが可能となり、これを同時にお客様に対して提案することができれば、差別化につながり、「STAR-IV」の拡販に資すると考えております。

一方、対象者は、昭和32年の創業以来、証券アウトソーシングビジネスの先駆けとして、口座開設から、顧客データの入力、株式等の売買注文を証券取引所に取次ぐ市場執行業務、資金の入金確認、証券振替、資金の清算、取引報告書等の作成・発送に至るまでの一連の業務を一貫して提供しております。また、対象者は、「証券業務の総合的プラットフォーム」として持続的な成長の実現に向け3ヶ年の中期経営計画を平成23年度にスタートし、「サービスの高品質化・高付加価値化」、「業務体制の効率化」を柱とした各施策を展開しております。その主な取り組みとして、証券会社の設立から業務運営に至るまで、証券業務を包括的に支援する「Dream-S&S」プロジェクトを推進しており、その一環として、証券バックオフィスシステム（基幹系システム）の提供及びその業務サポートを行うITサービス事業を開始したほか、バックオフィス事業の新サービスの追加や、証券会社向け商品の品揃えの充実などを進めております。

当社と対象者は、平成15年より日本クリアリングサービス株式会社を両社の合併会社として運営する等、証券会社向けバックオフィスアウトソースサービス事業における業務提携を進め、また、当社が平成20年3月に対象者の第三者割当による自己株式処分により対象者株

式 40 万株を、さらに平成 21 年 1 月に対象者の第三者割当による株式の発行により対象者株式 213 万 5 千株を取得し、資本関係も含めたより一層の関係強化を図ることにより、相互を戦略的パートナーとして位置づけ、協力してまいりました。かかる中で、対象者においては、当社の「S T A R-IV」を対象者の証券アウトソーシングに包含させて総合的に提供するサービスを平成 24 年 10 月に開始予定であります。

当社と対象者は、平成 20 年 3 月の当社による対象者株式の取得以降、継続的に戦略的パートナーとしてそれぞれの事業の発展に向けて協力・提携関係を強化することにつき、協議を進めておりましたが、その中で、当社と対象者は、当社が対象者株式を追加取得することで当社の対象者に対する出資比率を高め、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重しつつ、より緊密な資本関係を構築することが、今後の両社の業務面での協力・提携関係の強化、ひいては両社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献するとの判断に至りました。また、対象者の大株主である大阪証券金融からその所有する対象者普通株式の売却意向が確認されたことも踏まえ、最終的に、当社は、本日付で、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営体制につきましては、対象者の独立性を尊重する観点から、現状の経営体制を維持する方針です。また、本公開買付け後の業務面での協力・提携の内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

(3) 本公開買付価格の決定

当社は、本公開買付価格を決定するに際し、本日の前営業日である平成 24 年 9 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格（普通取引終値 287 円）並びに過去 1 週間、過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月及び過去 6 ヶ月の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で 287 円、292 円、286 円及び 289 円。小数点以下四捨五入。）の推移を基礎とし、対象者が公表している財務情報、当社において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、大阪証券金融との協議及び交渉を経て、本日、最終的に本公開買付価格を 289 円と決定いたしました。当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 289 円に対して、本日の前営業日である平成 24 年 9 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値は 287 円、同日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は 292 円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は 286 円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は 289 円（小数点以下四捨五入）となっております。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者の大株主である大阪証券金融の所有する対象者普通株式 4,985,445 株（株式所有割合：19.52%）、三信の所有する対象者普通株式 466,475 株（株式所有割合：1.83%）及び近畿大阪銀行の所有する対象者普通株式 78,660 株（株式所有割合：0.31%）を含む対象者普通株式を取得し、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重しつつ、対象者とのより緊密な資本関係を構築することを目的としており、かつ、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、現時点では、本公開買付け後に、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けにおい

ては、買付予定数に上限（7,424,700 株、株式所有割合：29.07%）。なお、本公開買付けにより当該 7,424,700 株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者普通株式（9,959,700 株）の株式所有割合：39.00%）を設定しておりますので、対象者普通株式は、本公開買付け成立後も引き続き上場が維持される予定です。

（６）対象者株主による応募に関する確約

当社は対象者の大株主である大阪証券金融（所有株式数：4,985,445 株、株式所有割合：19.52%）、三信（所有株式数：466,475 株、株式所有割合：1.83%）及び近畿大阪銀行（所有株式数：78,660 株、株式所有割合：0.31%）より、本日付で公開買付応募確約書を受領し、大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行が所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。

なお、当該公開買付応募確約書は、①本公開買付けが平成 24 年 9 月 24 日までに開始されなかった場合、②本公開買付けが撤回された場合には失効することとされています。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 名 称	株式会社だいこう証券ビジネス																				
② 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 13 番 1 号																				
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 山本 晃																				
④ 事 業 内 容	バックオフィス事業、ＩＴサービス事業、証券事業、金融事業																				
⑤ 資 本 金	8,903 百万円（平成 24 年 6 月 30 日現在）																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 32 年 5 月 13 日																				
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成 24 年 3 月 31 日現在）	<table> <tr><td>野村ホールディングス株式会社</td><td>20.10%</td></tr> <tr><td>大阪証券金融株式会社</td><td>19.52%</td></tr> <tr><td>株式会社野村総合研究所</td><td>9.93%</td></tr> <tr><td>株式会社りそな銀行</td><td>2.74%</td></tr> <tr><td>株式会社三井住友銀行</td><td>2.74%</td></tr> <tr><td>株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>2.70%</td></tr> <tr><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td><td>2.40%</td></tr> <tr><td>株式会社池田泉州銀行</td><td>2.24%</td></tr> <tr><td>株式会社みずほコーポレート銀行</td><td>2.21%</td></tr> <tr><td>藍澤證券株式会社</td><td>1.92%</td></tr> </table>	野村ホールディングス株式会社	20.10%	大阪証券金融株式会社	19.52%	株式会社野村総合研究所	9.93%	株式会社りそな銀行	2.74%	株式会社三井住友銀行	2.74%	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2.70%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.40%	株式会社池田泉州銀行	2.24%	株式会社みずほコーポレート銀行	2.21%	藍澤證券株式会社	1.92%
野村ホールディングス株式会社	20.10%																				
大阪証券金融株式会社	19.52%																				
株式会社野村総合研究所	9.93%																				
株式会社りそな銀行	2.74%																				
株式会社三井住友銀行	2.74%																				
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2.70%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.40%																				
株式会社池田泉州銀行	2.24%																				
株式会社みずほコーポレート銀行	2.21%																				
藍澤證券株式会社	1.92%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>当社は対象者の発行済株式総数（25,537,600 株）の 9.93%に相当する 2,535,000 株を所有しております。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>当社執行役員 1 名が対象者の社外取締役役に就任しております。また、当社の従業員 7 名が対象者へ出向しております。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>当社は対象者に対してシステム開発・製品販売及び運用サービス等の提供及び、総合証券バックオフィスシステムに関する事務処理等の委託を行っております。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>対象者は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数（25,537,600 株）の 9.93%に相当する 2,535,000 株を所有しております。	人 的 関 係	当社執行役員 1 名が対象者の社外取締役役に就任しております。また、当社の従業員 7 名が対象者へ出向しております。	取 引 関 係	当社は対象者に対してシステム開発・製品販売及び運用サービス等の提供及び、総合証券バックオフィスシステムに関する事務処理等の委託を行っております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社は対象者の発行済株式総数（25,537,600 株）の 9.93%に相当する 2,535,000 株を所有しております。																				
人 的 関 係	当社執行役員 1 名が対象者の社外取締役役に就任しております。また、当社の従業員 7 名が対象者へ出向しております。																				
取 引 関 係	当社は対象者に対してシステム開発・製品販売及び運用サービス等の提供及び、総合証券バックオフィスシステムに関する事務処理等の委託を行っております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。																				

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	平成24年9月14日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成24年9月18日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成24年9月18日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成24年9月18日（火曜日）から平成24年10月16日（火曜日）まで（20営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年10月30日（火曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、289円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際し、本日の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格（普通取引終値287円）並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で287円、292円、286円及び289円。小数点以下四捨五入。）の推移を基礎とし、対象者が公表している財務情報、当社において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、大阪証券金融との協議及び交渉を経て、本日、最終的に本公開買付価格を289円と決定いたしました。当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である1株当たり289円は、本日の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値287円に対して0.70%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値292円（小数点以下四捨五入）に対して1.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントをした金額、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値286円（小数点以下四捨五入）に対して1.05%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値289円（小数点以下四捨五入）と同額となります。

② 算定の経緯

当社と対象者は、平成20年3月の当社による対象者株式の取得以降、継続的に戦略的パートナーとしてそれぞれの事業の発展に向けて協力・提携関係を強化することにつき、協議を進めておりましたが、その中で、当社と対象者は、当社が対象者株式を追加取得することで当社の対象者に対する出資比率を高め、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重しつつ、より緊密な資本関係を構築することが、今後の両社の業務面での協力・提携関係の強化、ひいては両社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献するとの判断に至りました。また、対象者の大株主である大阪証券金融からその所有する対象者普通株式の売却意向が確認されたことも踏まえ、最終的に、当社は、本日付で、本公開買付けを実

施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

当社は、本公開買付価格を決定するに際し、本日の前営業日である平成 24 年 9 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格（普通取引終値 287 円）並びに過去 1 週間、過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月及び過去 6 ヶ月の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で 287 円、292 円、286 円及び 289 円。小数点以下四捨五入。）の推移を基礎とし、対象者が公表している財務情報、当社において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、大阪証券金融との協議及び交渉を経て、本日、最終的に本公開買付価格を 289 円と決定いたしました。当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である 1 株当たり 289 円に対して、本日の前営業日である平成 24 年 9 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値は 287 円、同日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は 292 円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は 286 円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は 289 円（小数点以下四捨五入）となっております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である C S C に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、C S C から本株価算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、C S C に対し本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めているとのことです）。C S C による本株価算定書においては、市場株価平均法及び D C F 法の 2 つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式 1 株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ 286 円～292 円、382 円～485 円とされているとのことです（なお、市場株価平均法については、測定期間として、平成 24 年 9 月 13 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（287 円）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値（292 円（小数点以下四捨五入））、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値（286 円（小数点以下四捨五入））並びに直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（289 円（小数点以下四捨五入））を使用しているとのことです。また、D C F 法については、対象者の事業計画、対象者の収益財務予想、並びにその他の財務及び事業に関する情報を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しているとのことです）。対象者取締役会は、かかる本株価算定書を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案いたしましたが、本公開買付価格に関しては、当社が、平成 24 年 9 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格並びに過去 1 週間、過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月及び過去 6 ヶ月の市場価格の推移を基礎とし、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、当社と大阪証券金融との協議及び交渉を経て最終的に決定されたものであること、及び、本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち船倉浩史氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、本日開催の対象者取締役会には、対象者取締役 7 名のうち上記 1 名を除く 6 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）全員が出席し、

上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

③ 算定機関との関係

当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,424,700 株	5,530,580 株	7,424,700 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,530,580株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,424,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、①平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、②平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、③平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、④平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、⑤平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び⑥平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行若しくは交付(以下「発行等」といいます。)した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記②から⑥までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる新株予約権の行使により発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象となります。なお、上記①の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.95%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	52,424 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.58%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	99,597 個	(買付け等後における株券等所有割合 59.69%)
対象者の総株主の議決権の数	254,426 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,424,700株)に係る議決権の数(74,247個)に「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(25,350個)を加えた議決権の数を記載しております。

- (注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、小規模所有者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数（152,021個）を分子としております。
- (注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成24年8月10日に提出した第57期第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」に、特別関係者（ただし、小規模所有者を除きます。）が所有する対象者の潜在株券等に係る議決権の数（255個）を加えた数（254,681個）を分母としております。
- (注4) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となるため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は59.69%を下回ることとなります。
- (注5) 対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、①平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、②平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、③平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、④平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、⑤平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び⑥平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付け期間末日までに、上記②から⑥までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる権利行使により対象者の株式が発行等された場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は59.69%を下回ることとなります。なお、上記①の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。
- (注6)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注7) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当する野村アセットマネジメント株式会社（以下「本特別関係者」といいます。）は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者普通株式を所有し、又は将来にわたり取得又は譲渡する可能性があることから、法第27条の5第2号に基づき、本日、関東財務局長宛に以下の①ないし④の事項を誓約する「別途買付け禁止の特例を受けるための申出書」（以下「本申出書」といいます。）を提出しております。
- ① 本特別関係者は、本申出書提出日において、公開買付者との間で、共同して対象者株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は対象者株券等の買付け等の後に相互に対象者株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意しておらず、法第27条の2第7項第2号に掲げる者には該当しないこと。
 - ② 本特別関係者は、本申出書提出日以後、公開買付者及びその特別関係者（法第27条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。以下、本（注7）において同じ。）に対して、本特別関係者が所有する対象者株券等を譲渡しないこと及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しないこと。
 - ③ 本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者株券等の取得又は譲渡を行う可能性があるが、本特別関係者は、本申出書提出日以後、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者に対して対象者株券等を譲渡する旨の指図をしないこと。
 - ④ 本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の指図に基づき、信託銀行等が対象者株券等に係る議決権行使を行う可能性があるが、本特別関係者は、本申出書提出日以後、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使する旨の指図をしないこと。

(7) 買付代金 2,145 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数 (7,424,700 株) に本公開買付価格 (1 株当たり 289 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

- ② 決済の開始日
平成 24 年 10 月 23 日 (火曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 24 年 11 月 6 日 (火曜日) となります。

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等 (法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)) の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります。)

- ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します (株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,530,580 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (7,424,700 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単位 (100 株) 未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単位 (追加して 1 単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は

応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、(i)公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)に基づく、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、(iii)独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添

付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米

国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 9 月 18 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所からの法的助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の対象者の経営方針を確認するなど、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の収益の拡大が実現でき、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にも寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である C S C に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、C S C から本株価算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、C S C に対し本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めているとのことです）。C S C による本株価算定書においては、市場株価平均法及び D C F 法の 2 つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式 1 株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ 286 円～292 円、382 円～485 円とされているとのことです（なお、市場

株価平均法については、測定期間として、平成 24 年 9 月 13 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（287 円）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値（292 円（小数点以下四捨五入））、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値（286 円（小数点以下四捨五入））並びに直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（289 円（小数点以下四捨五入））を使用しているとのことです。また、DCF 法については、対象者の事業計画、対象者の収益財務予想、並びにその他の財務及び事業に関する情報を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しているとのことです。対象者取締役会は、かかる本株価算定書を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案いたしました。が、本公開買付価格に関しては、当社が、平成 24 年 9 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格並びに過去 1 週間、過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月及び過去 6 ヶ月の市場価格の推移を基礎とし、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、当社と大阪証券金融との協議及び交渉を経て最終的に決定されたものであること、及び、本公開買付け後も市場が維持されることが見込まれるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち船倉浩史氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、本日開催の対象者取締役会には、対象者取締役 7 名のうち上記 1 名を除く 6 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）全員が出席し、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 24 年 8 月 31 日に、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 25 年 3 月期連結業績予想数値の修正（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	12,600	300	400	500	19.64
今回発表予想 (B)	17,100	500	600	600	23.57
増減額 (B-A)	4,500	200	200	100	—
増減率 (%)	35.7	66.7	50.0	20.0	—
(ご参考) 前期実績 (平成 24 年 3 月期)	12,525	272	337	△833	△32.75

以 上

(参考) 当社の当期連結業績予想 (平成 24 年 4 月 25 日公表分) 及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
当期連結業績予想 (平成 25 年 3 月期)	百万円 355, 000	百万円 45, 000	百万円 46, 500	百万円 28, 000	円 銭 142. 74
前期連結実績 (平成 24 年 3 月期)	335, 554	43, 152	44, 686	32, 920	168. 40

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表から 12 時間を経過するまでは、株式会社だいこう証券ビジネスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。